



平成 30 年 5 月 30 日

各 位

会社名 神 栄 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 小野 耕司
(コード番号 3 0 0 4 東証 1 部)
問合せ先 執行役員 経営戦略部長 中西 徹
(TEL. 0 7 8 - 3 9 2 - 6 9 1 1)

東京証券取引所への「改善状況報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 11 月 24 日提出の「改善報告書」につきまして、有価証券上場規程第 503 条第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した「改善状況報告書」を本日別添のとおり提出いたしましたので、お知らせいたします。

別添書類：改善状況報告書

以 上

改善状況報告書

平成 30 年 5 月 30 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿



平成 29 年 11 月 24 日提出の改善報告書について、有価証券上場規程第 503 条第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書をここに提出いたします。

目 次

1. 改善報告書の提出経緯.....	2
1) 改善報告書の提出理由及び過年度決算訂正の内容.....	2
① 本件不正取引に係る訂正の概要.....	4
② その他軽微な誤謬の訂正の概要.....	5
2) 過年度決算訂正に至った経緯.....	6
① 不正取引が発覚した経緯.....	6
② 不正取引の概要.....	7
③ 不正取引を行うに至った経緯.....	8
④ 不正取引の原因・動機.....	13
⑤ 不正取引の当事者に対する処分.....	14
⑥ 類似事象の有無.....	14
3) 原因分析.....	14
① 管理上の弱点.....	14
② コンプライアンス意識の低下.....	16
③ 職務分掌の不徹底.....	17
④ 内部通報制度の整備不十分.....	17
2. 改善措置並びにその実施状況及び運用状況等.....	17
1) 改善報告書記載の改善措置並びにその実施状況及び運用状況.....	17
① 管理体制の強化.....	17
② コンプライアンス意識の向上.....	25



③ 職務分掌の徹底.....	27
④ 内部通報制度の整備.....	29
2) 改善措置の実施状況及び運用状況に対する上場会社の評価.....	30
3) 改善措置の実施スケジュール.....	32

1. 改善報告書の提出経緯

1) 改善報告書の提出理由及び過年度決算訂正の内容

当社は、平成 29 年 7 月 20 日付「当社連結子会社における不正な取引行為に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社の連結子会社である神栄（上海）貿易有限公司（以下、「神栄（上海）」といいます。）における不正な取引行為（以下、「本件不正取引」といいます。）につきまして、代表取締役社長を委員長とする危機管理対策委員会（以下、「本委員会」といいます。）を設置し、詳細な事実関係の解明に向けて社内調査を行いました。

その結果、神栄（上海）及び同じく当社の連結子会社である神栄ライフテックス株式会社（以下、「神栄ライフテックス」といいます。）が平成 27 年 10 月以降に行った取引の一部につきまして、計上を行うべきでない不正な取引であったことが判明したため、会計上は取消しするとともに、当該取引にて生じた本件不正取引の相手先に対する債権については、回収可能性の不確実さを鑑み「貸倒引当金」を計上することが妥当と判断し、平成 29 年 8 月 14 日付「有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度決算短信等の訂正に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、過年度決算の訂正を行いました。

本件に関し、当社の適時開示を適切に行うための体制の不備に起因する不適切な開示であり、当社の適時開示体制について改善の必要性が高いと認められるとの理由により、貴取引所より平成 29 年 11 月 9 日に有価証券上場規程第 502 条第 1 項第 1 号に基づく改善報告書の提出を求められ、平成 29 年 11 月 24 日に提出いたしました。

本件不正取引に係る訂正に加え、その他必要な訂正を行ったことにより、過年度の連結業績につきまして、以下のとおり影響がありました。

なお、本件不正取引に起因する会計上の必要な訂正事項は、過年度決算にすべて反映しております。

【過年度決算の影響額】

(単位:百万円)

期間	項目	訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)	影響額内訳	
					①	②
第148期 平成28年3月期 通期	売上高	42,433	42,345	△ 88	△ 88	-
	営業利益	440	337	△ 102	△ 5	△ 96
	経常利益	260	158	△ 102	△ 5	△ 96
	親会社株主に帰属 する当期純利益	△ 299	△ 484	△ 185	△ 119	△ 65
	総資産	23,456	23,318	△ 137	△ 137	-
	純資産	3,171	3,051	△ 119	△ 119	-
第149期 平成29年3月期 第1四半期	売上高	11,052	10,824	△ 228	△ 228	-
	営業利益	129	110	△ 18	△ 7	△ 11
	経常利益	55	36	△ 18	△ 7	△ 11
	親会社株主に帰属 する四半期純利益	△ 53	△ 154	△ 100	△ 93	△ 7
	総資産	23,765	23,511	△ 253	△ 253	-
	純資産	2,850	2,645	△ 205	△ 205	-
第149期 平成29年3月期 第2四半期	売上高	23,568	23,287	△ 281	△ 281	-
	営業利益	399	374	△ 25	△ 10	△ 15
	経常利益	240	214	△ 25	△ 10	△ 15
	親会社株主に帰属 する四半期純利益	138	△ 4	△ 142	△ 110	△ 31
	総資産	23,896	23,643	△ 253	△ 236	△ 16
	純資産	3,144	2,913	△ 230	△ 209	△ 21
第149期 平成29年3月期 第3四半期	売上高	35,268	34,829	△ 439	△ 439	-
	営業利益	883	853	△ 30	△ 14	△ 15
	経常利益	786	756	△ 30	△ 14	△ 15
	親会社株主に帰属 する四半期純利益	473	308	△ 165	△ 133	△ 31
	総資産	25,257	24,972	△ 284	△ 266	△ 18
	純資産	4,014	3,763	△ 251	△ 229	△ 21
第149期 平成29年3月期 通期	売上高	46,250	45,665	△ 584	△ 584	-
	営業利益	1,054	1,030	△ 24	△ 24	-
	経常利益	876	917	41	△ 24	65
	親会社株主に帰属 する当期純利益	350	135	△ 214	△ 254	39
	総資産	24,405	24,098	△ 306	△ 287	△ 18
	純資産	4,076	3,687	△ 388	△ 362	△ 26

影響額内訳①:本件不正取引に係る影響額

影響額内訳②:その他軽微な誤謬に係る影響額

① 本件不正取引に係る訂正の概要

(ア) 不正な取引の取消し

神栄（上海）及び神栄ライフテックスにおける不正取引類型（後述）に該当する取引について、「売上高」及び「売上原価」を取消しました。

(イ) 債権回収可能性の判断

神栄（上海）及び神栄ライフテックスの本件不正取引の相手先に対する売掛債権に加えて、神栄（上海）が架空取引によって本件不正取引の相手先から仕入れた在庫については、当該相手先への請求権としてそれぞれ「長期未収入金」（投資その他）に振替計上したうえで、債権回収可能性の不確実性を鑑み、訂正時における債権残高全額に対して「貸倒引当金」を計上しました。

(ウ) 過年度連結決算の訂正

上記(ア)及び(イ)の処理による連結損益計算書及び連結貸借対照表上の主要項目への影響額は、以下のとおりです。

【第148期連結損益計算書】 (単位 百万円)

連結会計年度		売上高	売上原価	売上総利益	経常利益	特別損失	親会社株主に 帰属する 当期純利益
平成28年3月期	訂正前	42,433	33,663	8,769	260	523	△ 299
	増減	△ 88	△ 83	△ 5	△ 5	126	△ 119
	訂正後	42,345	33,580	8,764	255	650	△ 418

【第148期連結貸借対照表】 (単位 百万円)

連結会計年度		資産			
		受取手形及び 売掛金	投資その他	貸倒引当金 (固定)	資産合計
平成28年3月期	訂正前	6,063	627	△ 30	23,456
	増減	△ 137	126	△ 126	△ 137
	訂正後	5,926	753	△ 156	23,318

(単位 百万円)

連結会計年度		負債			純資産		負債純資産
		支払手形及び 買掛金	繰延税金負債 (固定)	負債合計	利益剰余金		
平成28年3月期	訂正前	2,237	27	20,285	3,171	314	23,456
	増減	△ 5	△ 12	△ 18	△ 119	△ 119	△ 137
	訂正後	2,231	15	20,266	3,051	194	23,318

【第149期連結損益計算書】 (単位 百万円)

連結会計年度		売上高	売上原価	売上総利益	経常利益	特別損失	親会社株主に 帰属する 当期純利益
平成29年3月期	訂正前	46,250	36,517	9,733	876	513	350
	増減	△ 584	△ 560	△ 24	△ 24	232	△ 254
	訂正後	45,665	35,956	9,708	852	745	96

【第149期連結貸借対照表】 (単位 百万円)

連結会計年度		資産				
		受取手形及び 売掛金	商品及び製品	投資その他	貸倒引当金 (固定)	資産合計
平成29年3月期	訂正前	6,263	7,015	564	△ 28	24,405
	増減	△ 277	△ 28	366	△ 347	△ 287
	訂正後	5,986	6,986	930	△ 376	24,117

(単位 百万円)

連結会計年度		負債			純資産		負債純資産	
		支払手形及び 買掛金	繰延税金負債 (固定)	負債合計	利益剰余金	為替換算調整勘定		
平成29年3月期	訂正前	2,284	169	20,328	4,076	608	△ 179	24,405
	増減	89	△ 15	74	△ 362	△ 373	11	△ 287
	訂正後	2,374	154	20,403	3,714	234	△ 168	24,117

(エ) 過年度単体決算の訂正

上記(イ)の処理により、神栄（上海）の純資産が平成29年3月末時点で実質マイナスとなったことから、当社の神栄（上海）に対する出資金について、平成29年3月期単体決算において「関係会社出資金評価損」を計上しました。

これによる損益計算書及び貸借対照表上の主要項目への影響額は、以下のとおりです。

事業年度		損益計算書		貸借対照表			
		特別損失	当期純利益	資産		純資産	
				関係会社出資金	資産合計	繰越利益剰余金	繰越利益剰余金
	訂正前	517	288	151	24,563	4,088	332
平成29年3月期	増減	37	△ 37	△ 37	△ 37	△ 37	△ 37
	訂正後	555	250	113	24,525	4,051	294

② その他軽微な誤謬の訂正の概要

(ア) 連結子会社における為替予約による売上原価低減分の戻し処理

本件は、既に訂正必要総額を平成29年3月期本決算において一括して反映していましたが、今般の過年度決算訂正を機に、発生期間に応じて各年度毎に再訂正したものであります。詳細は以下の通りです。

平成27年4月に主にレグウエアの輸入販売を営む株式会社グランディ（その後、平成29年4月に神栄ライフテックスと統合。以下、「グランディ」といいます。）の全株式を取得し、グループ化しました。

この時、グランディは為替予約を有していたことからこれを時価評価し、時価評価112百万円から税効果を控除した76百万円を繰延ヘッジ損益として認識したうえで、取得時の資本連結において、繰延ヘッジ損益を取得時利益剰余金に準じて投資と資本の相殺消去を行っていました。

当該為替予約に係る繰延ヘッジ損益は、為替予約が決済されるに応じて個別財務諸表上で実現（売上原価のマイナス処理）するため、これに伴い、連結上も繰延ヘッジ損益の実現に伴った会計処理（連結財務諸表上は、為替予約の実現に応じて売上原価を訂正していく会計処理）が必要でしたが、当該仕訳が漏れていました。

この過年度における誤謬については、平成29年2月に判明し、財務諸表全体に対して重要ではないと判断したことから、遡及処理を行わず、平成29年3月期決算に含めて修正を行いました。

今般の過年度決算訂正にあたり、本件処理も過年度より遡及修正すべく、為替予約の実現に応じて売上原価を訂正していく処理を行いました。

(イ) 連結子会社の退職給付費用計上漏れ分を計上

平成29年3月期決算において、神栄ライフテックスにおける退職給付制度の終了に伴う損失の計上漏れが21百万円存在しましたが、財務諸表全体に対して重要ではないと判断し、遡及修正を行っていませんでした。

今般の過年度決算訂正にあたり、本件処理も修正すべく、退職給付制度終了時である平成 29 年 3 月期第 2 四半期に遡って処理しております。

(ウ) 当社の環境対策引当金の追加計上

平成 29 年 3 月期決算において、追加で計上すべきであった環境対策引当金 5 百万円について、計上漏れがありましたが、財務諸表全体に対して重要ではないと判断し、遡及修正を行っていませんでした。

今般の過年度決算訂正にあたり、本件処理も修正すべく、平成 29 年 3 月期に遡って処理しております。

2) 過年度決算訂正に至った経緯

① 不正取引が発覚した経緯

(ア) 調査実施の経緯

神栄（上海）は、繊維本部に属する当社 100%子会社であり、中国の協力工場を背景に主に繊維製品の生産受託、生産管理、品質管理、輸出版売を行っています。

また、神栄ライフテックスは、同じく繊維本部に属する当社 100%子会社であり、主に神栄（上海）に生産を委託した繊維製品他の輸入・販売を行っています。

平成 29 年 6 月 24 日、他の事業本部の本部長が出張に際して神栄（上海）を訪問したところ、特定の取引先に対する多額の債権が未回収となっており、そのため神栄（上海）の資金繰りがひっ迫し一部仕入先への支払いが滞っているとの情報を同社現地社員より入手しました。この報告を受けて 6 月 29 日、企画管理本部長並びに同本部において経営管理及び会計をそれぞれ所管する部の長からなる調査チームを神栄（上海）に派遣し、董事長兼総経理であった X を追及したところ、不正取引を行っていた事実を認めました。

以降、調査チームを拡大し社内において重大な問題事案として実態解明を続けてきましたが、平成 29 年 7 月 10 日、それまでの調査結果をもとに内部統制上の重大かつ不測の事態として、社内規程に則り本委員会の設置を決定いたしました。

(イ) 調査体制

本委員会は、代表取締役社長を委員長、事業部門を統括する代表取締役を副委員長とし、また社外取締役及び常勤監査役各 1 名、企画管理本部長並びに同本部において経営管理、会計、内部統制及び内部監査をそれぞれ所管する部の長を主要なメンバーとするものです。

なお、公認会計士の資格を有する社外取締役、監査役をメンバーとすることにより、客観的立場から調査の合理性、適正性を監視し、公正中立な調査を担保することができると考え、また当社会計監査人により調査内容及びその結果につき監査が行われることを勘案し、さらには本委員会による調査に先行して行われた社内調査により概要がすでに明らかになりつつあったことから、調査の迅速性を考慮した結果、第三者委員会を設置することとはいたしませんでした。

(ウ) 調査目的

本委員会による調査の目的は、①本件不正取引の実態解明、②本件不正取引の原因・動機の究明、③本件不正取引以外に類似の事象がないことの確認、④過年度決算に与える影響の確認、及び⑤本件不正取引を防止しえなかった理由等を踏まえた再発防止策策定の検討を行い、これらをまとめた調査報告書を作成することにあります。

(エ) 調査期間

本委員会による調査は、設置日である平成 29 年 7 月 10 日から調査報告書の提出日である同年 8 月 10 日まで行いました。ただし、本委員会による調査に先行して行われた社内調査の結果のうち、本委員会により調査内容を確認し、是認すべきと判断したものについては、その調査結果を採用しました。

(オ) 調査内容

本委員会は、平成 27 年 1 月から平成 29 年 6 月までの間に行われた取引のうち、取引当事者に神栄（上海）又は神栄ライフテックスの少なくとも 1 社が含まれ、且つ、原則として取引当事者に A 社並びに A 社代表者 P から紹介を受けた取引先である B 社、C 社、D 社、E 社又は F 社（以下、これらの 6 社を総称して「本件取引先」といいます。）の少なくとも 1 社が含まれる取引を調査対象取引としました。また、神栄（上海）董事長兼総経理であった X、繊維本部長であり、一時期は神栄ライフテックス社長も兼務していた Y に加え、神栄ライフテックスにおいて本件取引先の主担当者である Z 等についても調査を行いました。

調査は、X、Y 及び Z を含む神栄ライフテックス役員へのヒアリング等による事実確認、各種証憑類の突合による取引実態の確認、X、Y 及び Z 等による業務用メール等の内容確認などにより行いました。さらに、本件不正取引以外に不正な取引がないことを確認するため、重要性を鑑み、当社、神栄（上海）及び神栄ライフテックスに神栄（上海）と同等以上の売上規模のある連結子会社 2 社を加えた 5 社において、取引規模や利益率等の観点から絞り込んだ取引の抽出調査及び一定金額以上の滞留在庫の実在性確認などを行うとともに、その他の連結子会社においても、売掛金及びたな卸資産に係る財務諸表分析や一定金額以上の未収入金等について実在性の抽出調査を行いました。これらに加えて、当社グループに所属するすべての管理職から、不適切な取引に関与したことがない旨の宣誓書を徴収しました。

② 不正取引の概要

調査の結果、神栄（上海）において、平成 27 年 10 月以降に、大別して以下の 3 種の不正取引が行われていたことが明らかとなりました。

(ア) 納入実体のない架空取引【不正取引類型①】

本件取引先を仕入先且つ売上先とする納入実体のない架空取引を計上し、架空債務と回収遅延債権との相殺処理を行ったもの

(イ) 納入実体のある循環取引【不正取引類型②】

神栄（上海）が本件取引先から商品を輸入し、別の本件取引先へ輸出するという納入実体のある取引だが、商品及び資金が本件取引先間で循環したもの

(ウ) 納入実体の確認できない架空・資金循環取引【不正取引類型③】

本件取引先との取引において、商品の現物を確認しておらず、証拠となるべき証憑が存在しない又は存在しても信頼性が低いことから、取引の実体が確認できず架空とみなしたもので、且つ、資金が本件取引先間で還流していたとみられることから、架空・資金循環取引であった可能性が高いもの

各類型別の売上・利益等は以下のとおりです。なお、平成 29 年 4 月以降の不正取引については、平成 30 年 3 月期の決算において「売上高」及び「売上原価」を計上しなかったため、売上等の取消しに係る決算訂正の対象ではありませんので、参考情報として記載しています。

(単位：百万円)

期	類型	売上高	売上原価	売上総利益	経常利益
平成 28 年 3 月期	不正取引類型①	11	10	0	0
	不正取引類型②	—	—	—	—
	不正取引類型③	77	72	4	4
	計	88	83	5	5
平成 29 年 3 月期	不正取引類型①	208	204	4	4
	不正取引類型②	—	—	—	—
	不正取引類型③	376	355	20	20
	計	584	560	24	24
平成 30 年 3 月期 (参考)	不正取引類型①	87	87	0	0
	不正取引類型②	125	121	3	3
	不正取引類型③	242	237	4	4
	計	455	446	8	8

(注) 神栄（上海）は 12 月決算ですので、平成 28 年 3 月期は平成 27 年 10 月から同年 12 月までの取引、平成 29 年 3 月期は平成 28 年 1 月から同年 12 月までの取引、平成 30 年 3 月期は平成 29 年 1 月から同年 6 月までの取引が、それぞれ対象となります。

③ 不正取引を行うに至った経緯

調査の結果、判明した経緯は、以下のとおりです。

(ア) A 社との取引拡大と売掛金回収の遅延発生

神栄（上海）における売上減少を打開するための対策の 1 つとして、平成 26 年 10 月頃、董事長兼総経理であった X は、既存取引先であった A 社〔香港〕代表者 P に取引拡大を持ちかけました。これにより、A 社への売上が増加しましたが、平成 27 年初頃から、売掛金回収の遅延が始まりました。

その結果、3月末には社内規程に基づくA社に対する与信枠を売掛金残高が超過することとなったため、Xは、5月以降、Pが実質的に運営しているとみられるB社及びC社〔いずれも香港〕に対し、社内規程上、Xの権限で付与することができる範囲内で新たな与信枠を設定し、A社への納入実体のある取引の一部をB社及びC社への取引に変更することで、各社に対する債権額が与信枠を超過しないように操作するとともに、滞留債権発生を本社に報告せず、その事実について隠ぺいを図りました。

このXの行為について、与信枠超過や滞留債権発生を報告しなかったことは社内規程に違反する不正な行為ではありましたが、取引自体は納入実体があったため、売上等の取消しに係る決算訂正の対象とはいたしませんでした。

その後、7月には、繊維本部長であったYも神栄（上海）へ出張した際に、同社現地社員からの情報を得て自身でも調査した結果、滞留債権発生及びその事実の隠ぺいを認識することとなりましたが、Xに対する是正の指示なども行うことなく、許容しました。

(イ) 神栄ライフテックスの取引参画

平成27年8月以降、日本にある在庫を輸出する取引や日本の会社との取引における輸出窓口として、神栄ライフテックスが参画することとなりました。

まずは、B社名義の日本の在庫を神栄ライフテックスを介して輸出、神栄（上海）からA社へ販売する取引を行いました。

さらには、D社〔日本〕の在庫を神栄ライフテックスを介して輸出、神栄（上海）からA社、B社及びC社へと販売する取引を増加させていきました。D社の財務上の懸念により取引継続が困難となったことから、11月以降、仕入先がE社〔日本〕へと変更になりました。D社はA社の取引先であり、E社代表者はC社の名義上の代表者と同一であり、いずれもPからXが紹介を受けたものです。

また、輸出する在庫が不足した場合には、大手物流会社系列の香港にある倉庫内での名義変更により、D社またはE社の在庫を神栄ライフテックスを介し、神栄（上海）からA社、B社及びC社へと販売する取引を増加させていきました。

これらの取引は、神栄ライフテックスが先に支払った仕入代金がA社へと還流し、A社から神栄（上海）への支払いに充当することにより、滞留債権を表面的に正常化する目的で、XとPが共謀して行われていたものとみられ、社内規程に違反する不正な行為といえますが、取引自体は納入実体があったため、売上等の取消しに係る決算訂正の対象とはいたしませんでした。

(ウ) 不正取引の開始

滞留債権を表面的に正常化するためには取引規模を拡大させる必要があり、A社に加えC社についても与信枠を超過したことから、平成27年10月、Xが主導し神栄（上海）がC社から仕入れ、B社に販売する納入実体のない架空取引を計上し、C社向けの架空債務と債権とを相殺することでB社への債権付替えを行う

に至りました。【不正取引類型①】

以後も、滞留債権の発覚をおそれ、取引を継続したことから、A社について与信枠を大幅に超過することとなったため、さらに架空の取引を計上し【不正取引類型①】、債権を付替えたもののA社に加えB社及びC社についても与信枠を超過することとなり、Y指示の下、Xは当社へ提出する資料において、得意先別債権残高の改ざんも開始しました。

さらに、香港の倉庫内での名義変更について、平成27年末頃からPが代表を務める別会社が保有する倉庫における取引へと変更され、証憑の信頼性が確実ではなくなったことから、納入実体の確認できない架空・資金循環取引とみなしました。【不正取引類型③】

(エ) 納入実体の確認できない架空・循環取引の継続

平成28年4月以降も債権回収の目途は立たず、資金を循環させる目的で本件取引先との取引は継続されました。

また、中国における規制強化により、神栄（上海）から神栄ライフテックスへの海外送金に問題が生じたことから、神栄ライフテックスがE社から仕入れ直接A社及びB社へと販売する取引も開始されました。しかしながら、この取引についてもPが代表を務める別会社が保有する倉庫での取引であることから、納入実体の確認できない取引でありました。なお、この取引で神栄ライフテックスから仕入先であるE社へ支払われた代金がA社へ還流し、神栄（上海）の滞留債権への支払いやPのビジネスの運転資金に充てられたと考えられます。【不正取引類型③】

さらに、平成28年9月には、神栄（上海）がA社在庫を仕入れ、新たにF社〔日本〕へ販売する取引を画策しました。F社の担当者がB社の商品買い付けに関与していたことから、Pより紹介を受けたものですが、神栄（上海）とF社の書類のやり取りはPを通じて行うため直接連絡を取り合うことはなく、架空・資金循環取引でありました。【不正取引類型③】

その後、平成29年2・3月には、取引に係る書類作成の起点がPであったことや、X及びYの管理が不十分であったことにより、神栄ライフテックス経由の取引が大きく増加することとなりました。

また、C社に対する滞留債権の表面的な正常化を目的として、Xが主導し、神栄（上海）がC社から仕入れA社へ販売する架空取引及び神栄（上海）がA社から仕入れC社へ販売する架空取引を画策しました。しかしながら、前者の取引については、A社の債権を増加させないためC社からの仕入れのみで止めており、この時点以降、神栄（上海）の在庫となっています。【不正取引類型①】

(オ) 納入実体のある循環取引の開始

平成29年3月には、Xが主導し、神栄（上海）がC社から商品を中国へ輸入、再び香港のA社へ輸出する納入実体のある在庫循環を行うとともに、神栄（上海）

の資金がC社からA社へと還流し、神栄（上海）への支払いに充当させる取引を開始しました。【不正取引類型②】

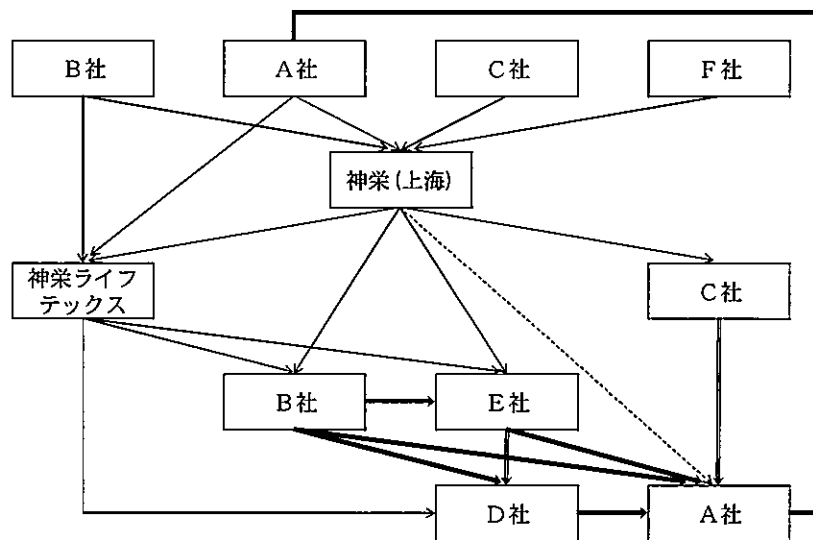
(カ) 不正の発覚

平成 29 年 2・3 月の神栄ライフテックスを経由した取引の増加により、神栄（上海）から神栄ライフテックスへの支払いが4月以降増加したことに加え、当社に対する借入金返済などにより、一部仕入先への支払いが不可能となるまで神栄（上海）の資金繰りがひっ迫することとなり、前述のとおり、本件不正取引が発覚するに至りました。

なお、本件不正取引発覚を受け、ただちに本件取引先との新規取引を停止しました。また、本件取引先に対する未回収の債権については、回収に向けて交渉を継続しております。

資金フロー図

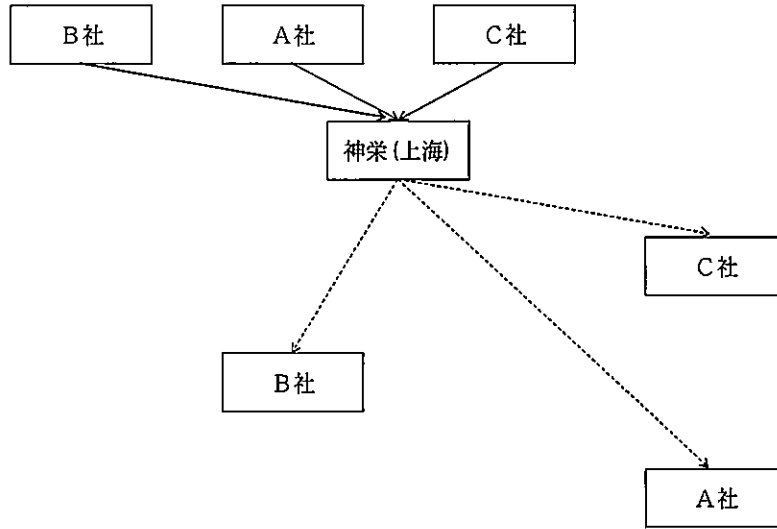
【全体】



資金の動き

- 当社グループと本件取引先間の動き
- 本件取引先間で還流したとみられる動き
-→ 売掛金と相殺（現実の支払いはなし）

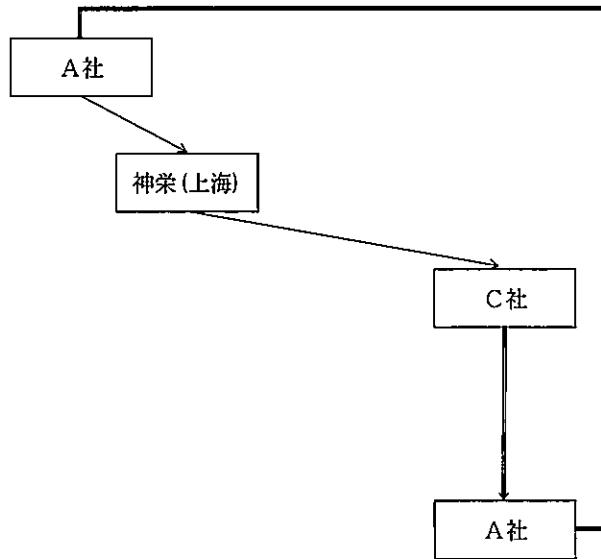
【不正取引類型①】



資金の動き

- > 当社グループと本件取引先間の動き
- > 売掛金と相殺（現実の支払いはなし）

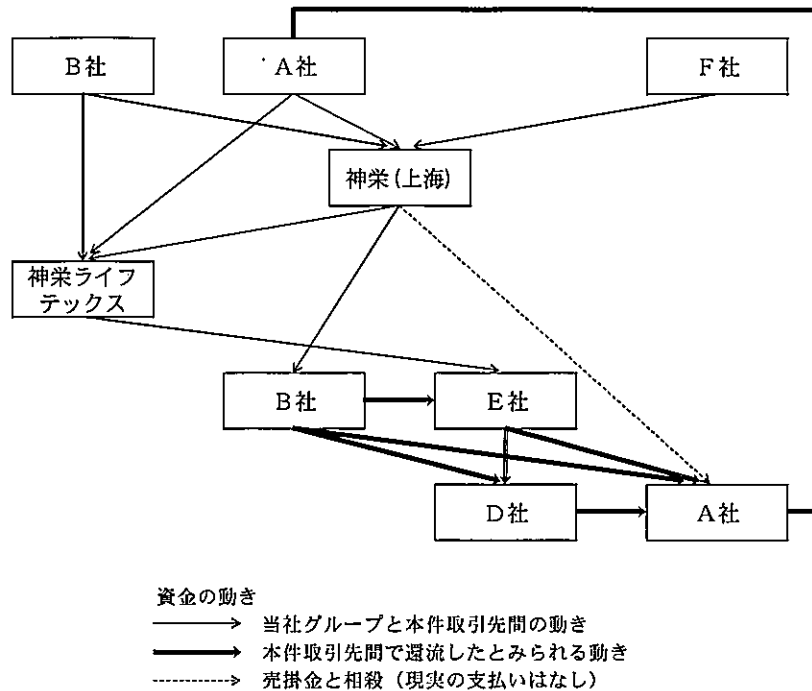
【不正取引類型②】



資金の動き

- > 当社グループと本件取引先間の動き
- > 本件取引先間で還流したとみられる動き

【不正取引類型③】



④ 不正取引の原因・動機

X及びYが不正取引を行った原因・動機として、以下のことが明らかとなっています。

なお、調査の結果、X及びY以外の者が本件不正取引に加担したと認められる事実はありませんでした。Yについては、Xが滞留債権や与信枠超過の隠ぺいという社内規程に違反する不正な行為を行っていた認識はあったものの、本件取引先との取引が売上等の取消しに係る決算訂正の対象となる架空・循環取引であると認識したうえで、Xに実行を指示したり、自身で対処したりしていたとの供述や確認はありませんでした。また、資金の着服など、X及びYが個人的な利益を得ていたと認められる事実はありませんでした。

(ア) Xについて

- a. 「介入取引」というリスクの高い取引に対する認識の甘さがあり、神栄(上海)の業績回復のため、「介入取引」という安易な手段による売上拡大に頼ったことが端緒となった。そして商品の実在性を十分に確認することなく取引を続けるうちに、問題意識はさらに低下し、架空取引の疑いのある取引についても安易に許容してしまったこと

※「介入取引」とは、仕入先と販売先との間で、必要な商品・金額・決済条件等が予め決定されており、債権回収リスクの回避や資金事情等の理由により、両者の間に介入する形で成立する取引を指します。

- b. 取引継続のために行った滞留債権や与信枠超過の隠ぺい及び本件取引先との取引継続をYが許容したことが不正を継続する後押しになったこと
- c. 本件取引先に対する債権残高は拡大する一方であり、不正の発覚を回避するためには架空・循環取引を継続せざるを得なかったこと
- d. Yが過去の取引関係からPを過度に信頼していたことと取引実績から、XもPを信頼していたこと
- e. 海外BUとして、管理上の弱点があったこと
 - ※「BU」とは、事業単位 (Business Unit) の略であり、当社グループにおきましては、事業部門の本部における当社の部又は関係会社を指します。
- f. 滞留債権の隠ぺいや不正取引を継続したことで、コンプライアンス意識が低下していったこと

(イ) Yについて

- a. 早期の段階でXによる滞留債権や与信枠超過の隠ぺいの事実を認識した際、いずれ問題が解決するであろうとの安易な判断を行い、滞留債権や与信枠超過の隠ぺい、本件取引先との取引継続を許容したこと
- b. 滞留債権の解消について、X及びPを過信していたこと
- c. 滞留債権や与信枠超過の隠ぺい、本件取引先との取引継続を許容し続けることで、コンプライアンス意識が低下していったこと

⑤ 不正取引の当事者に対する処分

本件不正取引を主導したX及びXの不正な行為を許容したYについては、以下のとおり厳正に処分を行いました。

(ア) Xについて

平成 29 年 8 月 31 日付にて懲戒解雇とし、現在当社グループとの関係はありません。また、損害賠償請求については、これまでの調査への協力姿勢や個人的利得を図っていないことに加え、当人の資力をも勘案し、また今後の債権回収への協力を条件として、相応の金額の支払いを求め、すでに損害賠償義務は履行されました。

(イ) Yについて

平成 29 年 8 月 14 日付にて当社執行役員を辞任し、現在当社グループとの関係はありません。また、損害賠償請求については、Xと同様の方針に基づき相応の金額の支払いを求め、すでに損害賠償義務は履行されました。

⑥ 類似事象の有無

調査の結果、本件不正取引以外に類似の事象がないことを確認いたしました。

3) 原因分析

① 管理上の弱点

(ア) 海外 BU 内の牽制機能不全

本件不正取引は、海外 BU において発生したものであります。当社グループでは、グローバル化の流れを踏まえ、海外 BU において現地化を進めるべく、最終的に日本人駐在員を極力減らし、現地スタッフが主体的に運営していく方向性を展望しておりました。神栄（上海）では平成 26 年 10 月から日本人駐在員が BU 長 1 名のみとなり、また BU 長自らが営業及び管理を行う状況であったことから、現地スタッフ管理職による相互牽制が働かなかつたことや、定期的に董事会が開催されておらず非常勤董事及び監事による実効的な監視が行われていなかったこと等が不正の遠因となりました。BU 長自身が不正を行っている状況では、BU 内で問題視された場合であっても、問題を解決すべき BU 長による是正は期待できないことから、牽制体制が有効な国内 BU に比べ、不正が起りやすく、また起こった場合にも是正されにくいと考えられます。

なお、日本人駐在員が BU 長 1 名のみで、BU 長自らが営業及び管理を行う海外 BU は、神栄（上海）以外にも 3 BU あります。

※「BU 長」とは、各 BU の長であり、事業部門の本部における当社の部長又は関係会社社長を指します。

当社としても、次世代育成の観点を含め、複数の駐在員を置く体制とするものの必要性は認識していたものの、人材面から短期的に解決することは困難な状況でありました。

(イ) 本社による統制機能不全

本件不正取引については、本社による統制により、不正発覚の端緒があったにもかかわらず、十分に機能が発揮されず、結果的に看過されました。

a. 与信枠申請のモニタリング上の問題点

本件不正取引に関しては、本件取引先との与信枠について、X によりすべて BU 長決裁権限の範囲で設定がなされておりました。与信枠設定企業の事業実態については慎重に判断することが求められるところ、安易に決裁が行われていたとみられます。

当社総務・審査部では、毎営業日、BU 長が決裁した与信枠申請書について権限や有効期間に誤りがないか等の形式的要件を中心に確認しておりましたが、より厳格なモニタリングを実施することで、早い段階で本件取引先の実態を把握できた可能性があります。

b. 与信枠及び滞留債権の管理上の問題点

国内 BU については、基幹会計システム（ERP）を導入しており、本社においても随時、与信枠及び滞留債権の管理が可能となっておりますが、海外 BU については、上記システムが導入されておらず、毎月、当社経理・財務部へは債権残高報告が、当社総務・審査部へは滞留債権報告がなされ、また半期に一度は当社総務・審査部に債権残高が報告されます。本件不正取引においては、これらの報告に虚偽があり、発覚には至りませんでした。

神栄（上海）決算の売掛金明細における各社への債権残高と当社経理・財務部及び総務・審査部に報告された債権残高の内容に齟齬がありましたが、当社経理・財務部では、神栄（上海）より受領する決算資料の債権残高の合計額の突合をするのみで売掛金明細までは確認をしておらず、虚偽報告を発見することができませんでした。明細を含めて緻密に突合することで、虚偽報告が露見した可能性は否定できません。

c. 資金繰り観点からの管理上の問題点

従来、資金繰りに支障のなかった神栄（上海）でありましたが、神栄ライフテックスに対し一時的な資金支援要請が行われ、また当社からは親子ローンを実施するに至りました。資金繰り悪化の過程において、その原因を当社は中国の増値税の還付遅れと理解しておりましたが、より深く追究することにより、本件不正取引を発見できた可能性はあります。

d. 監査機能等の不発揮

特に海外 BU においては、地理的要因から本社とのコミュニケーション不足が起りがちであります。上記(ア)のように牽制機能が脆弱であるからこそ、企画管理本部におけるモニタリングを強化する必要があると考えられます。

また、神栄（上海）については、当社による監査役監査、会計士監査及び内部監査のいずれも往査が約2年にわたり行われていません。今まで、監査はそれぞれ不定期実施で、2年～3年を基本に往査を行っており、監査の必要性や監査項目により、往査間隔を短縮したり、2年連続で実施したりすることもありましたが、神栄（上海）においては、当社による監査役監査、会計士監査及び内部監査の往査を実施するスケジュールのすり合わせができていなかったため、往査未実施の期間が発生してしまいました。

これら既存の統制機能を有効に活用することにより、不正の防止ないしは拡大抑止を図ることが必要と考えられます。

(ウ) グループ間取引に対する管理不十分

神栄ライフテックスは、神栄（上海）に対する債権残高が増加傾向にあったにもかかわらず、グループ内債権にて回収懸念はないとの判断から管理についての認識の甘さがあり、実態調査・究明が十分になされていませんでした。本社とともに調査・究明を進めることができれば、神栄（上海）の資金繰りの実態を早期に発見できた可能性はあります。

② コンプライアンス意識の低下

本件不正取引は、BU 長が主導し、本部長がこれを許容したもので、執行役員及び上級管理職という強い権限と高い責任を有する立場の者による行為でありましたが、コンプライアンス意識の著しい低下が招いた結果と考えられます。

高いコンプライアンス意識を持ち、自らの責任を自覚し、行動できる人物を役員及び BU 長・部長に登用することが求められるとともに、登用時のみならず、登用後

も継続的なコンプライアンス研修の実施が必要と考えられます。

一般従業員についても、新入社員研修や階層別研修などにおいてコンプライアンスをテーマに講習を行っていましたが、全従業員に対する毎年継続的な研修は実施できておりませんでしたので、役員及びBU長・部長と同様に継続的な研修の実施が必要と考えられます。

また、神栄（上海）で業績回復のために安易に行った「介入取引」は、商品の実在性確認がおろそかになり、最悪架空取引や循環取引に結び付くおそれのある取引ですが、当社グループの一部において「介入取引」に対する認識に甘さがあったことは否めません。

③ 職務分掌の不徹底

神栄（上海）においては、Xが決裁権限を持つ各種申請事項において、申請書の起案から決裁までをXが単独で実行しており、牽制機能が働かない状況が生じていました。また、債権管理の面においても、X自身が債権消込の指示を担当者に出しており、営業と管理の分担がなされていませんでした。

本来、社内規程により各職位や各組織の職務分掌は明確に規定されており、牽制機能が有効に働くはずでありましたが、遵守されていなかったこととなります。

各種申請の承認手続やモニタリング、内部監査などにより、これらの遵守状況を把握し、必要に応じて是正させることが求められます。

④ 内部通報制度の整備不十分

当社グループにおいては、国内については内部通報制度を整備し、運用しております。海外については導入途上にあり、神栄（上海）のみに先行して導入していたものですが、通報先窓口が董事長のみでありました。本件不正取引が董事長によりなされたものであったことに鑑みると、内部通報制度としては十分に機能するものでなかったことは否めません。

2. 改善措置並びにその実施状況及び運用状況等

1) 改善報告書記載の改善措置並びにその実施状況及び運用状況

① 管理体制の強化

(ア) 海外 BU における牽制機能の強化

【改善報告書に記載した改善策】

- a. 海外 BU の運営体制として、発生し得るリスクや当該 BU の規模に応じ、日本人駐在員の複数化や現地スタッフの育成による役員及び管理職への登用を進めることなどにより、内部牽制機能を高めます。神栄（上海）については、董事長に加え、もう1名日本人を幹部として駐在させることを予定しています（平成30年4月までには実施予定）。

なお、BU長以外の日本人駐在員がいない他の3BUについては、次世代育成の観点を含め、日本人駐在員の増員を検討し、人選を進めているところではあり

ますが、発生し得るリスクや当該 BU の規模を勘案し、現時点においては再発防止策としての本対応は必要とされないと判断しており、下記の他の各施策により対応してまいります。

【実施・運用状況】

神栄（上海）については、平成 30 年 4 月 1 日付にて、日本人駐在員を 1 名増員し同社の副総経理助理を兼務する営業本部生産品質管理部長としました。これに先立ち、1 月 1 日付にて、同社組織の見直しを行うとともに現地社員の任用を整理し、新たに現地社員 1 名を部長に登用しました。具体的には、営業部門において、中核的組織単位である「部」に加えその下に「グループ」を配置していましたが、業務内容や要員からすると組織が細分化され過ぎていたため、「グループ」を廃止してその機能を「部」に集約するとともに、業務範囲の整理に沿って「部」の構成を再編し、それぞれの「部」の分掌を明確にしました。また、同じく営業部門において部・グループの各責任者が特定の現地社員により兼務されていたことから、グループマネージャーの 1 名を部長に昇格させました。

以上により、董事長をトップに、営業部門・管理部門それぞれ 1 名ずつの現地社員たる副総経理を兼務する本部長を置き、営業部門についてはその配下に日本人駐在員・現地社員それぞれ 1 名ずつの部長を置く体制としました。この結果、これまでは現地社員が営業部長と兼務していた生産品質管理部長に日本人駐在員が就くことで、生産品質管理部が営業部を牽制することにもなり、内部牽制機能が高められたと判断しています。

さらに、総経理（董事長が兼務）1 名、副総経理 2 名及び日本人駐在員である副総経理助理 1 名の計 4 名を構成員とする経営幹部会議を 4 月以降毎月開催し、財政及び事業状況について情報共有するとともに諸課題への対処を協議することとしました。経営幹部会議の要旨については議事録として記録し、董事会及び当社経営戦略部にコピーを提出することとしており、本社においてその内容を確認しています。

これらの施策により、管理職による統制と管理職間においても日本人駐在員同士、あるいは日本人駐在員と現地社員との相互牽制がこれまで以上に強く働くものと考えられます。

また、神栄（上海）以外の海外 BU について、それぞれ内部牽制が有効な体制かどうかの検証を行いました。5 BU のうち 1 BU については、非常勤ながらも日本人の取締役会長、現地社員から登用された社長、日本人駐在員の常務取締役という 3 名の役員が牽制しつつ事業運営を行う体制となっており、さらに非常勤取締役会長が定期的に現地を訪問して現場の状況を把握していることから、相互牽制が有効と判断しました。しかしながら、残りの 4 BU については必ずしも牽制が十分ではないと考えられます。

この牽制が十分でないと考えられる4BUのうちの1BUについては、日本人駐在員が2名（BU長及び管理職）であるものの、営業部門・管理部門ともBU長が責任者を兼務しており、かつ、2名の日本人駐在員の勤務地が本社と支店で離れていることから相互牽制が働きにくいものとなっていました。そのため、内部牽制機能を補完することを目的に、総経理（董事長が兼務）1名、副部長2名を構成員とする経営幹部会議を4月以降毎月開催することとし、日本人駐在員を含め営業部門・管理部門のスタッフも出席させて情報共有と協議を行っております。このBUの経営幹部会議の要旨についても議事録として記録し、董事会及び当社経営戦略部にコピーを提出することとしており、本社においてその内容を確認しています。

なお、残り3BUについては日本人駐在員が1名しかおらず、かつ、現地社員が管理職ともなっておらず、相互牽制が働かないものとなっていました。しかしながら、そのうち2BUについては売上規模が小さいこと（当該BUの売上高が連結売上高に占める割合は、0.1%と1.1%）や、残り1BUについては当社所属のBU（支店）であり会計処理について当社経理・財務部が直接関与するなど本社からの牽制が有効であることから、これらのBUにおいて発生し得るリスクは比較的低いと判断しました。そのうえ、3BUいずれも従業員数が2～6名とBU長の配下に管理職を置くほどの組織規模ではないことを勘案した結果、次世代育成の観点とは別として、再発防止策として日本人駐在員の増員や現地社員の幹部登用を行うことは経営資源の効率的活用にはならないと判断し、下記の他の各施策により対応することとしました。

【改善報告書に記載した改善策】

b. 海外BUにおいても、取締役会（董事会）は、少なくとも3か月に1回開催することとし、非常勤取締役（董事及び監事）は、毎月海外BUの月次資料を受領し、内容を十分にチェックしたうえで、疑問点・問題点があれば、都度または取締役会（董事会）において確認・指摘します（平成29年10月より実施中）。

【実施・運用状況】

海外BUのうち現地法人である5社について、平成29年10月以降、1社は毎月、4社は平成29年10月、12月、平成30年2月、4月に各社取締役会（董事会）を開催しました。取締役会（董事会）においては、各社の社長（董事長）より事業の状況や諸課題について報告がなされ、非常勤を含む他の出席取締役（董事及び監事）から質問・意見・提言などが発せられています。

また、平成29年10月以降毎月、損益・財政・資金繰りなど各社の状況が分かる月次報告資料をすべての取締役（董事及び監事）に配布し、非常勤を含む取締役（董事及び監事）から、必要に応じて社長（董事長）に対して疑問点の確認や

問題点の指摘が行われています。例えば、足元における業績挽回策、当面の資金繰り、販売費・一般管理費の予算対比要因といった損益・財政状態に関する内容や、輸出事業の顧客開拓、日本側の関連 BU との連携をどう進めていくか、といった事業運営に関する内容に関するものです。以上により、定期的な取締役会（董事会）の開催や月次資料の配布が実施できていなかった従来と比較し、本社企画管理部門所属の当社従業員を中心とする非常勤取締役（董事及び監事）からの監視が強化されたと考えられます。

【改善報告書に記載した改善策】

c. 本社と海外 BU を結ぶ債権債務管理システムが導入されていない一部海外 BU においてもシステムの導入を進め、改ざんを防止するとともに、組織内における情報共有を図ることで、BU 内での管理を強化します（平成 30 年 1 月より実施予定）。

【実施・運用状況】

本社と海外 BU を結ぶ債権債務管理システムが導入されていなかった神栄(上海)を含む海外 BU について、当該システムの導入を進めました。

まず、神栄（上海）を含む 2 BU についてシステムの更新を行い、平成 30 年 1 月度会計処理分より、すべての BU において各社の会計システムと債権債務管理とが連動し、債権債務残高や内訳の改ざんを防止するとともに、組織内における情報共有がより詳細に行えるようになりました。

さらには、本社から各社の会計システムにリモートによるアクセスが常時可能となるよう環境を整備し、3 月より本社からすべての BU の会計システムにアクセスできるようになりました。各月の業績確定後に本社において経理・財務部がシステムにアクセスして資料を直接出力し、各 BU から報告された財務諸表との突合を行い、またグループ間取引における債権回収遅延に係る残高把握にも活用しています。さらに直接出力した債権債務一覧表を総務・審査部と共有し、同部における与信枠や滞留債権の管理にも利用しています。

これらにより、各 BU 内における債権債務管理及び本社からの各 BU に対する牽制が強化されたと考えられます。

(イ) 本社による統制機能の強化

a. BU 長決裁案件に関する見直し

【改善報告書に記載した改善策】

(1) 特に海外 BU における BU 長決裁権限の与信枠申請については、当社総務・審査部におけるモニタリングを強化し、申請内容の確認を行うことにより、牽制機能を働かせます。具体的には、新規案件や信用背景の乏しい案件については、

与信の根拠について十分に確認し、不備・疑義があるものについては BU への是正要請、究明を行います（平成 29 年 8 月より実施中）。

【実施・運用状況】

平成 29 年 8 月 14 日に本件不正取引に関する調査結果及び再発防止策等を公表して以降、BU 長決裁権限の与信枠申請について、決裁後に当社総務・審査部において形式的要件にとどまらず、取引先の財務状態など与信枠を承認した根拠を確認しています。新規案件や、与信先の企業実態が不明確または業績不振で債権回収が懸念される案件については、当該 BU に対して問合せや追加資料の提出を求めて問題がないことを確認しています。追加資料として、企業の財務情報を入手した結果、新規取引先が、当社の社内規程上取引を原則禁止している債務超過企業であることが明らかになり、一旦 BU 長が決裁した与信枠が速やかに取り消しに至った事例もあります。これらの対応により BU 長決裁権限の与信枠申請に対する同部による牽制が強化されたと考えられます。

【改善報告書に記載した改善策】

(2) 海外 BU における与信枠申請について、BU 長決裁権限の限度額の引き下げを行います（平成 29 年 9 月より実施中）。なお、BU 長決裁権限を越える場合、担当本部長又は当社社長が決裁権限者となります。

【実施・運用状況】

平成 29 年 9 月 19 日に与信枠申請に関する社内規程の改定を行い、海外 BU 長の決裁権限について、円貨ベースでの限度額を 50 百万円から 10 百万円へと引き下げました。円貨ベースでの限度額が 10 百万円を超える与信枠申請については、担当本部長又は当社社長が決裁権限者となります。

本改定は同日以降の申請より適用し、BU 長が決裁権限を有する申請については、当社総務・審査部においてモニタリングを行い、改定後の規程に則った運用がなされていることを確認しています。

信用背景が国内と比較して必ずしも十分でない場合が多い海外における与信枠申請において、BU 長の権限を縮小し、当社総務・審査部及び企画管理本部長による審査を経て担当本部長が承認するという、より厳格な手続を求める範囲を拡大したことにより、与信枠の管理が強化されたと考えられます。

b. 与信枠及び滞留債権の管理強化

【改善報告書に記載した改善策】

(1) 上記(ア)c. のシステム導入後は、当社総務・審査部において毎月、与信枠・滞留債権の点検を行いますが、システム導入までの間は、海外 BU に毎月、当社

総務・審査部まで与信枠及び滞留債権の管理表を提出させることにより、同部によるチェックを行います（平成 29 年 10 月より実施中）。

【実施・運用状況】

上記(ア)c.のシステムが導入されていなかった海外4BUについて、平成29年10月より毎月、前月末時点における与信枠及び滞留債権の状況を記載した管理表を当社総務・審査部に提出させました。

また、システム導入済みのBU及びシステム導入後の上記海外4BUにおいては、債権の状況について、毎月、本社にてシステムにより抽出した資料を当社総務・審査部が確認しています。

当社総務・審査部が各海外BU与信枠超過の有無や滞留債権の状況を毎月チェックすることで、より適正な債権管理が行えるようになったと考えられます。

【改善報告書に記載した改善策】

(2) 当社経理・財務部は、海外BUの現地会計監査人の監査報告付決算書について、従前の財務諸表全般の精査だけでなく、各勘定科目別の内訳・内容と補助簿や他の管理資料との突合を行います（平成29年10月以降受領分より実施中）。

【実施・運用状況】

平成29年6月期の中間決算について、現地会計監査人による監査又はレビューが実施された海外3BUに関し、当社経理・財務部において会計監査人の監査等を受けた財務諸表及び注記内容と各BUから提出された財務諸表や補助簿などとの突合を行いました。監査等に伴う会計処理の修正内容やグループ間及び主要取引先との取引について、不自然な点・不明な点の問合せを行うことで、各報告が適正になされていることを確認しました。

また、平成29年12月期の本決算時には、海外BUのうち現地法人である5社すべてについて同様の確認を実施しました。

当社経理・財務部が海外BUの決算を詳細に確認することで、より適正な連結決算が行えるようになったと考えられます。

c. 資金繰り管理の強化

【改善報告書に記載した改善策】

海外関係会社に毎月、資金繰表を当社経理・財務部に提出することを義務付け、提出を受けた同部は確認を行い、通例でない動きがある場合は、実地調査を行うことも含め、究明します（平成29年10月より実施中）。

【実施・運用状況】

海外 BU のうち現地法人である 5 社について、平成 29 年 10 月より毎月、資金繰表を当社経理・財務部に提出させています。提出を受けた同部においては、各社の資金繰り状況を検証し、不明な資金の動きや各社の資金繰り状況の見通しについて確認しています。

現時点において、不明な資金の動きは確認されていませんが、前月に提出された計画と実績を比較して大きな乖離が発生している場合や通常より債権の回収期間を長く計画している場合など疑問点がある場合については各社に照会し、実態把握を行っており、資金繰り管理が強化されたと考えられます。

d. 監査の充実

【改善報告書に記載した改善策】

- (1) 当社による監査役監査、会計監査人による会計監査及び内部監査の各監査の往査スケジュールを調整し、特に海外 BU については、每期いずれかの往査を必ず実施します（平成 30 年 4 月より実施予定）。

【実施・運用状況】

当社では、監査役による監査役監査、会計監査人による会計士監査、内部監査部門である監査部による内部監査を実施しております。監査役監査は、会社の健全で持続的な成長の確保と社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立のため、神栄グループ会社の適正利潤の最大化と、不祥事等リスク発生の未然防止に寄与することを主な目的としております。また、会計士監査は、当社が作成する財務諸表等に対して、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行い、独立の立場から監査意見を形成し、表明することを目的としております。そして内部監査は、BU・部への往査にて業務の実態を把握し、その適法性・妥当性・有効性を評価し、収益性の向上・会社財産の健全性の確保と保全・企業リスク予防の観点より事業目的の達成を支援することを主な目的としております。これら 3 者がそれぞれの監査情報を共有し、意見交換の場を設けるなど、連携を高めております。なお、監査部においては、若手部員から管理及び事業両部門のマネージャー経験者に交代したこともあり、監査体制は強化が図られました。

従来、各監査の往査先については、各監査の目的を果たすべく、それぞれが過去の実施状況や往査先に想定されるリスクなどを勘案して決定していましたが、原則として往査スケジュールの調整は行っていなかったため、神栄（上海）においていずれの監査も往査未実施の期間が発生する結果となりました。このことから、平成 30 年 3 月に、監査役、会計監査人及び監査部の 3 者による協議の場を設け、平成 31 年 3 月期 1 年間の各監査の往査スケジュールの調整を実施し、すべての海外 BU について、いずれかの往査を行うことを確認しました。確認したスケジュールに基づき監査計画を立案し、各監査を実施することで、監査の充実が図ら

れると考えられます。

なお、平成 30 年 3 月期においても、すべての海外 BU に対する監査が実施されるよう、当初往査の計画がなかった海外 BU について、当社監査役又は会計監査人による往査等を行いました。

【改善報告書に記載した改善策】

(2) 海外 BU のリスクや問題点について、当社の内部監査部門が会計監査人（監査法人）と意見交換・協議を行い、これに基づき内部監査をより強化・徹底します（平成 29 年 8 月より実施中）。

【実施・運用状況】

平成 29 年 8 月から 9 月にかけて、神栄（上海）に対する内部監査実施に先立ち、当社監査部がこれまで実施した監査に追加すべき監査の項目について会計監査人とも意見交換・協議を行い、現地会計監査人へ確認すべき事項や、内部牽制の観点での発注書・納品書等への適切な検印の有無などのチェックポイントを確認したうえで、10 月に内部監査を実施しました。その結果、神栄（上海）の内部統制の評価内容を確認するうえで、各業務プロセス（販売プロセス・購買プロセス・在庫管理プロセス）及び決算財務報告プロセスにおける確認事項の整備を行うことができ、状況を詳細に把握することができました。

また、平成 30 年 3 月には、上記往査スケジュール調整と併せて、当社監査役、会計監査人及び監査部の 3 者間において、当年度の監査を通じて認識した海外 BU を中心として想定されるリスクや問題点について意見交換・協議を行い、再発防止策が各組織内において隅々まで浸透して実施が徹底されているかなどを重点的に確認する必要があるという認識で一致しました。平成 31 年 3 月期の内部監査計画においては、この意見交換・協議の結果を踏まえて、再発防止策の実施状況を徹底して確認するとともに、新たに内部牽制が有効に機能しているかを重点的に監査することとしました。これにより、海外 BU に対する内部監査がより強化・徹底されることが考えられます。

(ウ) グループ間取引に対する管理の強化

【改善報告書に記載した改善策】

すべての BU に毎月、グループ間の債権回収遅延状況を当社経理・財務部に報告することを義務付け、報告を受けた同部は、債権回収遅延の理由、解消の目途を BU に問い合わせ、必要に応じてエビデンスを徴求する等、その実態について調査・究明を行います（平成 29 年 10 月より実施中）。

【実施・運用状況】

すべてのBUについて、平成29年10月より毎月、グループ間の債権回収遅延の有無及び遅延がある場合はその理由や回収の見通しを記載した報告書を当社経理・財務部に提出させています。提出を受けた同部においては、遅延理由や回収見通しが明確でないものについて問合せや資料提出を求め、実態把握を行っています。

これまでの検証においては、決済条件の誤入力はありませんでしたが、遅延理由が不明瞭であるなど不正が疑われるような事例はありませんでした。グループ間取引の債権回収状況をより詳細に把握することで、管理が強化されたと考えられます。

② コンプライアンス意識の向上

【改善報告書に記載した改善策】

(ア) 役員及びBU長・部長の登用に当たっては、コンプライアンス意識をはじめとする人物評価を慎重に行うとともに、登用時のみならず登用後も継続して、会社法や金融商品取引法等における役員の基本的義務や責任等を習得する機会を設けるなど、コンプライアンス研修を強化し、さらなる意識向上を図ります（平成29年8月より実施中）。

(イ) その他の従業員についても、コンプライアンスガイドブックの配付や外部講師によるものを含めたコンプライアンス研修を毎年継続的に開催することで、受講の機会を増やし、コンプライアンスを重視する企業風土を醸成します（平成29年8月より実施中）。

【実施・運用状況】

役員及びBU長・部長の登用に当たっては、日常の言動や物事への対処の仕方等を基に、直属の上司・役員をはじめ、各役員間でも情報共有を図り、コンプライアンス意識の高さにおいても、役職にふさわしい人物であるかを多面的に評価しています。

また、役員及びBU長・部長等管理職の登用時には、コンプライアンス等に関する研修を実施していますが、本件不正取引の発生を受け、平成29年10月、当社執行役員及びBU長・部長が全員出席のもと、不正取引防止に関するコンプライアンス研修を実施しました。具体的な研修の内容は、①本件の発生原因と発見の遅れについての説明、②社内規程の徹底についての講習、③コンプライアンスの徹底についての講習、の三部構成により実施しました。今後は定期的に同様の研修を実施することで、コンプライアンス意識を高めます。また、毎月開催の定時執行役員会において、当社社長より当社執行役員に対し役員たる役割と責務の自覚を促す訓示が行われています。

当社グループ従業員（BU長・部長を含む）に対するコンプライアンス研修は、これまで階層別研修として実施しておりましたが、本件不正取引の発生を受け、

平成 29 年 10 月より全従業員に対して DVD によるコンプライアンス研修を実施しました。具体的な内容は、上司や営業からの圧力に抗しきれず品質データ改ざんに至るドラマを題材に、不正が起きるメカニズムを学習しました。各事業所において研修日程を定めて実施し、当初予定の実施日に出張等で視聴できなかった者に対しては、後日、別の日時に開催することで全員が視聴するようにしました。

また、定期的に行っている階層別研修において、本件不正取引の発生を受けて、次の対応をいたしました。平成 29 年 10 月に開催した中堅社員の一部を対象とした研修では、法令や社内規程遵守についての役員講話を新たに追加して、特に注意を要する法令に係る講習を実施しました。11 月に開催した入社 3 年未満を中心とする若手社員を対象にした研修では、コンプライアンスに関する基本的な法令や社内規程遵守の重要性を学習するプログラムを追加しました。

さらに、8 月から 12 月にかけて順次開催した当社社長と当社グループ従業員との懇談会において、当社社長よりコンプライアンスに関する講話が行われました。

毎年新入社員に対しては、入社時の研修において、コンプライアンスの研修を実施するとともに、コンプライアンスガイドブックを配布しております。平成 30 年 4 月入社の新入社員にも、同様の対応を行いました。

今後については、平成 30 年 3 月に策定した平成 31 年 3 月期の教育・研修計画において、当社グループ従業員に対するコンプライアンス研修の実施に加え、役員及び管理職登用時研修、管理職向け研修、その他階層別研修など各種研修でのコンプライアンス学習を設定し、コンプライアンスを重視する企業風土の醸成に継続して取り組んでいきます。

【改善報告書に記載した改善策】

(ウ) 仕入先と販売先との間で必要な商品・金額・決済条件等が予め決定されており、債権回収リスクの回避や資金事情等の理由により、当社が両社の間に介入する形で成立する「介入取引」の原則禁止を社内規程に明記し、改めて徹底します（平成 29 年 11 月中に対応・準備完了し、12 月より実施予定）。

【実施・運用状況】

平成 29 年 9 月 19 日に社内規程の改定を行い、「介入取引」を原則として禁止すること及びやむを得ない特別な事情があり「介入取引」を行う場合は担当本部長の承認を得ることを明記しました。なお、手続上、担当本部長の承認は、当社企画管理本部の関係する部長及び企画管理本部長による審査を経て行われます。

規程改定後、各 BU において「介入取引」に該当する取引の洗い出し及び取引中止可否の検討を行いました。取引継続するものについては、平成 29 年 12 月末までに申請手続がなされ、うち 4 件についてのみ承認しています。承認した案件は、主要取引先の取引中ごく一部の貿易代行的な取引などで、介入取引の定義には該

当するものの、商品の現物確認で架空取引や循環取引のおそれのないことや債権回収の確実性などの面において厳格に審査を行ったうえで、取引関係上やむを得ず認めているものです。

架空取引や循環取引につながるおそれのある「介入取引」については、原則として認めない姿勢を堅持し、やむを得ず継続するものについても、前述のとおり厳格に審査を行ったうえで、最長1年間を限度とする有効期限を設けて承認しており、不正取引に発展しないよう徹底しています。

③ 職務分掌の徹底

【改善報告書に記載した改善策】

(ア) 上記①(ア) a. の内部牽制機能を実効的なものとするため、当該 BU の規模や発生し得るリスクに応じ、社内規程に則った権限分離が徹底できる職制及び組織を整備します (平成 30 年 4 月より実施予定)。

【実施・運用状況】

神栄 (上海) については、上記①(ア) a. に記載している組織変更や人員配置を行ったことにより、内部牽制機能が有効な体制としました。

また、神栄 (上海) 以外の海外 BU については、当該 BU の規模や発生し得るリスクを勘案した結果、体制面での整備は行いませんでしたが、起案者と承認者を明確に区分するよう、平成 30 年 1 月に改めて指示を行い、権限分離を徹底させています。

(イ) BU 長単独取引の原則禁止

【改善報告書に記載した改善策】

- a. 原則として、決裁権限を有する BU 長のみが直接商談、交渉を行い、BU 長以外の者が誰も関与しない取引は行わないことを社内規程に明記し、徹底します (平成 29 年 11 月より実施中)。
- b. やむを得ず BU 長のみが直接担当する取引を行う必要がある場合は、事前に申請のうえ、当社企画管理本部の関係する部長及び企画管理本部長による審査を経て、担当本部長の決裁を必要とすることについても、社内規程に明記し、徹底します (平成 29 年 9 月より実施中)。

【実施・運用状況】

平成 29 年 9 月 19 日に社内規程の改定を行い、BU 長・部長のみが直接商談、交渉を行い、BU 長・部長以外の者が誰も関与しない取引を原則として禁止すること及びやむを得ない特別な事情があり BU 長・部長による単独取引を行う場合は、担当本部長の承認を得ることを明記しました。なお、手続上、担当本部長の承認は、

当社企画管理本部の関係する部長及び企画管理本部長による審査を経て行われます。

規程改定後、各 BU・部において BU 長・部長による単独取引の洗い出し及び担当者の設置など単独取引とならないよう是正を行いました。また、やむを得ず BU 長・部長による単独取引を継続するものについては申請手続きを行い、平成 29 年 10 月末までに処理を終えました。この時点では 2 BU において BU 長・部長による単独取引を承認しましたが、平成 30 年 4 月の時点では、1 BU において、担当者を設置したことにより当該取引が解消しました。残りの 1 BU は、取扱商品の取引慣習上、春頃に、今年度の販売数量や価格などについて販売先と事前打合せを行い、その後は秋の出荷時に具体的な数量などを調整するだけの取引が大半を占めており、常時営業活動を行う必要のない事業形態であることから、現状は担当者を設けず BU 長のみが担当しているものです。

承認された単独取引については、担当本部長への定期的な（3 か月に 1 度）報告を求め、不正に結び付くような行為がないことを担当本部長が確認した書面を当社総務・審査部に提出させ、同部においても確認を行っています。

【改善報告書に記載した改善策】

c. 上記 b. により許可された取引については、重点的に内部監査を実施します(平成 29 年 11 月より実施中)。

【実施・運用状況】

上記 b. により BU 長・部長による単独取引を許可された BU・部は、2 BU ありました（現時点では 1 BU です）。これらの BU については、上記 b. への対応として当社総務・審査部に提出された担当本部長による報告資料を当社監査部においても検証し、疑問点については当該 BU への質疑応答を行ったうえで、問題のないことを確認しました。また、平成 31 年 3 月期に実施する内部監査の該当 BU に対する定期監査において、実際の運営が申請内容及び担当本部長確認の内容と相違がないか検証することを計画しています。

(ウ) モニタリング等による確認

【改善報告書に記載した改善策】

a. 社内規程により各種申請において、BU 長決裁案件を BU 長自らが起案、決裁することを禁止し、この場合は担当本部長が BU 長の決裁権限を行使することとします（平成 29 年 9 月より実施中）。

【実施・運用状況】

平成 29 年 9 月 19 日に社内規程の改定を行い、各種申請において、BU 長・部長

が決裁権限を有する申請について、BU 長・部長自らが起案者となることを禁止するとともに、BU 長・部長自らが起案者とならざるを得ない場合は、担当本部長が承認することを明記しました。

本改定は同日以降の申請より適用し、BU 長・部長が決裁権限を有する申請については、当社総務・審査部においてモニタリングを行い、改定後の規程に則った運用がなされていることを確認しています。

【改善報告書に記載した改善策】

- b. 本部長決裁以上の案件を BU 長単独で起案する場合は、当該申請を所管する企画管理本部の部において、決裁後のモニタリング又は承認手続の過程において、厳格に内容の確認を行います（平成 29 年 9 月より実施中）。

【実施・運用状況】

上記 a. の社内規程改定後より、改定の趣旨に基づき権限分離を徹底するため、申請を BU 長・部長が自ら起案することがないように、本部長決裁以上の申請を当社総務・審査部にて受け付ける時点において、同部より指導を徹底しています。ただし、現地社員に対する申請業務の教育途上にある海外 BU において、やむを得ず 1 件のみ、BU 長自ら起案をした申請がありましたが、同部においてその理由を確認したうえで、当社企画管理本部の関係する部長及び企画管理本部長による厳格な審査を経て決裁権限者に回付しています。

【改善報告書に記載した改善策】

- c. 内部監査において、上記 (イ) に反する事実がないか、確認します（平成 29 年 11 月より実施中）。

【実施・運用状況】

平成 29 年 11 月以降に実施している内部監査の定期監査において、BU 長・部長へのヒアリングや発注書・納品書等への押印が BU 長・部長のみとなっていないかのチェックによって、担当本部長の承認を得ずに、他の誰も関与せず BU 長・部長のみが直接商談、交渉を行っている取引がないかを確認しています。

なお、現時点において、違反する事例は確認していません。

④ 内部通報制度の整備

【改善報告書に記載した改善策】

内部通報制度をすべての海外拠点に導入するとともに、通報先窓口を海外 BU 長のみとせず、社内規程で同制度に係る業務遂行において独立した地位及び権限を規定し、執行機関からの独立性が確保された当社の総務・審査部長も通報先に加

えることで、役員・従業員が通報しやすいよう整備・運用するものとし、法令違反・社内規程違反その他の違反行為等について、当社グループが速やかに情報を得て、是正措置を図る一助とします（平成 30 年 3 月より実施予定）。

【実施・運用状況】

当社は、平成 18 年 4 月に内部通報制度の運用を開始しました。当初は、通報者の範囲を国内における当社及び関係会社のすべての役員及び従業員等並びに海外における当社及び関係会社の役員と当社在籍者（出向者を含む）としていました。通報窓口は、当社総務・審査部長又は当社顧問法律事務所を選択することができ、総務・審査部長については、同制度に係る業務遂行において独立した地位及び権限を有することが社内規程に規定され、執行機関からの独立性が確保されるものとなりました。また、平成 25 年 4 月には、他の海外拠点に先行して神栄（上海）において全従業員が通報できる内部通報制度を導入しましたが、通報窓口は董事長のみでした。

従来の内部通報制度では、海外拠点（海外 BU 及び当社の海外事務所）の役員及び従業員等の一部しか通報者になり得ず、また神栄（上海）の制度では通報窓口の選択肢がなかったため、平成 29 年 12 月に社内規程の改定を行い、当社グループのすべての役員及び従業員等が同制度を利用できるよう規定を変更し、平成 30 年 3 月 1 日より実施することとしました。

具体的には、すべての海外拠点においても内部通報制度を利用できることとし、その通報窓口を当該海外拠点の責任者（海外 BU 長及び海外事務所長）又は当社総務・審査部長としました。同部長の本業務執行に係る独立性が確保されていることは従来と同様であり、通報者が通報窓口を複数から選択できるようにすることで、本件不正取引のように海外拠点の責任者に不正があった場合であっても、法令・社内規程等の違反行為に関する情報が速やかに経営トップに伝達され、早期に是正措置を講じる契機とすることができると考えられます。

また、海外拠点における内部通報制度をより実効的なものとするため、平成 30 年 1 月に、通報窓口となる海外拠点の責任者に対する事前説明を実施するとともに、リーフレット等による啓蒙と併せ、2 月以降、現地社員に対する説明会を順次開催しました。

2) 改善措置の実施状況及び運用状況に対する上場会社の評価

このたびの当社グループにおける不正な取引行為の発生を受けた改善措置につきましては、前述のとおり着実に実施・運用しており、有効に機能した結果、特に海外 BU に対する統制が強化されたものと評価しております。

過年度決算の訂正により、株主・投資家や取引先の皆さまをはじめとする関係者の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを重く受け止め、二度と

このような事態を生じさせないよう今後とも改善措置を継続的に実施し、コンプライアンス重視の企業風土を醸成する取り組みを進めることで、信頼回復に努めてまいります。

3) 改善措置の実施スケジュール

項 目	平成29年					平成30年				
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
① 管理体制の強化										
(ア) 海外BUにおける牽制機能の強化										
a. 海外BU運営体制見直し	→									
b. 海外BU取締役会（董事会）定期開催	→									
c. 海外BU債権債務個別管理システム導入	→									
(イ) 本社による統制機能の強化										
a. BU長決裁案件に関する見直し										
(1) BU長決裁与信枠申請モニタリング強化	→									
(2) 海外BU長決裁権限限度額引き下げ	→									
b. 与信枠及び滞留債権の管理強化										
(1) 与信枠及び滞留債権の点検	→									
(2) 海外BU決算資料精査	→									
c. 資金繰り管理の強化	→									
d. 監査の充実										
(1) 每期いずれかの往査実施	→									
(2) 会計監査人との意見交換・協議に基づく内部監査強化・徹底	→									
(ウ) グループ間取引に対する管理の強化	→									
② コンプライアンス意識の向上										
(ア) 役員及びBU長・部長コンプライアンス意識向上	→									
(イ) コンプライアンス重視の企業風土醸成	→									
(ウ) 「介入取引」の原則禁止	→									
③ 職務分掌の徹底										
(ア) 規模・リスクに応じた職制・組織の整備	→									
(イ) BU長単独取引の原則禁止										
a. 原則禁止	→									
b. 本部長による許可	→									
c. 重点的な内部監査実施	→									
(ウ) モニタリング等による確認										
a. BU長が起案し自ら決裁する申請の禁止	→									
b. BU長起案申請に対する確認強化	→									
c. 内部監査によるBU長単独取引有無の確認	→									
④ 内部通報制度の整備	→									

※実線は検証、対応検討、周知、対応準備を指し、点線は対応実施を指します。

以 上